

## 入院中、よりよい治療を 実現するために

～お互いに大切にしたいこと～

どの入院形態であっても、本人に対して「入院に際してのお知らせ」という文書が手渡され、医師から入院形態や入院中の権利などについて説明を受けます。そこには、電話や面会といった通信の自由について書かれているほか、人権を擁護する行政機関の連絡先も記載されています。また同時に医師が治療上必要であると判断した場合は、本人の行動を制限することがあるとの文言もあります。

### 治療をするのに、行動の制限が必要って本当？

精神科においては、前章のように病気であることの認識を十分にもてないことにより、非自発的な入院が成立する場合があります。これも本人の意思に基づかないという点で、行動の制限になります。

また治療上、出入り口に鍵がかかり本人の意思だけでは開けられない閉鎖病棟へ入院になる場合もあります。なぜこのような病棟があるかというと、治療が中断することを防ぎ、本人の安全を守るといった理由とされています。自由な出入りができないという意味で、このような閉鎖病棟での入院も本人の行動を制限することになります。さらにいえば、行動制限の中には「隔離」や「拘束」といったものも存在します。

## 「隔離」や「拘束」ってなに？

「隔離」「拘束」などの行動制限は、精神保健福祉法において治療上必要であると精神保健指定医が判断した場合に行われます。

「隔離」とは、「隔離室」とよばれる、内側からは開けられない病室に一人で入室することを指します。ほかの患者さんからの刺激を遮断して症状を安定させたり、強い興奮状態にある場合は、暴れてけがをする危険を最小限にしたり、自分を傷つけたり自殺しようとしたりする場合には、その危険を回避することなどを目的とした処遇です。

「拘束」とは、拘束用具を用いて身体を拘束し、運動の制限を行うことを指します。目的は「隔離」とほぼ同様ですが、行うのは、落ちつかない状態が強く、実施しなければ生命にまで危険がおよぶことが想定される場合と限定されています。

## そのほかにも存在する、権利の侵害

入院中にみられる権利の侵害は、任意入院（自らの意思による入院）や開放病棟においてもあるとされています。

たとえば、任意入院であるにもかかわらず、閉鎖病棟への入院を余儀なくされたり、通信の自由が権利としてあってもポストが近くになく、郵便物を看護師などにたくさざるを得ないためプライバシーの侵害を感じたり。金銭管理の能力があるにもかかわらず、病院の決まりとしてお金を病院管理とされ管理料を請求されたり、スタッフに話を聞いてもらいたいと希望したのになかなか話を聞いてもらえなかったり……といったことがあります。

このように物理的な環境による問題もあれば、精神科特例から派生する、

必要なときに適切な医療がもたらされないという問題もあるのです。

## よりよい治療を実現するために

病状が悪化し入院治療が必要であっても、このような行動制限や権利侵害の中では、安心して治療を受けることは難しいと感じてしまいます。治療上必要であるとしても、本人の意に反した行動制限が、その人の権利を侵害していることに変わりありません。

処遇が適切であるかどうか、患者、医療者それぞれの立場から常に点検し、問題がある場合は改善する必要があります。それでもなお解決しない場合の相談先として、入院時に手渡される「入院に際してのお知らせ」に、人権を擁護する行政機関の連絡先が記載されているのです。

しかしここにも問題はあります。入院時、たとえ文書および口頭にて説明を受けても、病状により判断能力が低下した状態では、その意味を理解し覚えておくことが難しいという点です。そのため病棟内に設置された公衆電話のそばに、人権を擁護する行政機関の連絡先が記載されたポスターを貼ることになっていますが、その情報を本人が上手に活用できるよう、周囲がサポートする体制こそが大切だといえます。

また、よりよい治療を実現するためには医療者・患者双方の立場で役割を認識することが大切です。医療者はどんな治療やかかわりが必要で、現在の処遇が治療上本当に適切なのかを、多職種で慎重に検討する必要があります。患者は、医師との話し合いの中で自分の病状について説明し、処方された薬を飲む中で違和感を覚えた際にはすぐに身近なスタッフに伝えることが大切です。その中においても、病状によって判断能力が一時的に低下する場合を考えたとえでの対応力が、医療者を含む周囲の人々に求められているといえるでしょう。

## 保護者制度について

医療保護入院についての説明で登場したように（→p.37）、精神保健福祉法には「保護者」という制度が設けられています。

保護者とは、本人にとって以下の順番で定められています。

- ①成年後見人または保佐人
- ②配偶者
- ③親権を行う者
- ④それ以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

つまり、本人にとって両親や兄弟、子どもや祖父母といった身近な人が保護者になる場合が多いのです。

保護者になると、次のような役割を担うことになります。

- \* 患者に治療を受けさせ、財産上の利益を保護する
- \* 診断が正しく行われるよう医師に協力し、医師の指示に従う  
(上記2点は、外来通院や任意入院以外の患者が対象)
- \* 医療保護入院に同意することができる
- \* 回復した措置入院患者等を引き取る
- \* 退院や処遇改善を請求することができる

保護者制度については、病状の悪化により一時的にでも判断能力が低下した人に対して、必要で適切な医療を保障し、人権や利益を保護するという観点から設けられているとされます。しかしながら、その責任の重さは長年にわたり問題とされ、法改正時に見直しがなされているとはいえ、まだまだ負担が大きいというのが実情です。

